

平成 12 年 5 月 16 日	制定 (空機第 560 号)
平成 13 年 3 月 23 日	一部改正 (国空機第 187 号)
平成 13 年 10 月 10 日	一部改正 (国空機第 629 号)
平成 15 年 12 月 9 日	一部改正 (国空機第 843 号)
平成 16 年 3 月 3 日	一部改正 (国空機第 1173 号)
平成 17 年 3 月 30 日	一部改正 (国空機第 1127 号)
平成 17 年 10 月 1 日	一部改正 (国空機第 682 号)
平成 19 年 1 月 11 日	一部改正 (国空機第 1046 号)
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正 (国空機第 1229 号)
平成 23 年 6 月 30 日	一部改正 (国空機第 282 号)
令和 元年 6 月 28 日	一部改正 (国空機第 359 号)
令和 元年 12 月 13 日	一部改正 (国空機第 1118 号)
令和 2 年 12 月 24 日	一部改正 (国空機第 937 号)

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：耐空性改善通報の取扱いについて

### 1. 目的

この制度は、航空機の安全性及び環境適合性確保の一環として設けられている。

### 2. 耐空性改善通報の発行及び改訂

#### 2-1. 発行事由

耐空性改善通報（以下「TCD」という。）は、次に掲げる場合において、航空機及びその装備品等の安全性及び環境適合性を確保するために整備又は改造作業等の実施が必要であると認めたときに発行される。

- (1) 航空法第 10 条による耐空証明のための検査、第 16 条による修理改造検査又は第 17 条による予備品証明のための検査を行ったとき
- (2) 運輸安全委員会設置法第 18 条による航空事故調査が行われたとき
- (3) 航空法第 134 条による立入検査を行ったとき
- (4) 同じような故障が頻発したとき
- (5) 航空法施行規則附属書第 1、第 2、第 3 又は第 4 が改正されたとき
- (6) 外国民間航空当局（原則としてサーキュラーNo.7-006 に掲げる外国航空当局とする。ただし、航空局が適切と認める場合には、それ以外の外国当局が発行した AD 等に拠ることがある。）が発行した耐空性、騒音又は発動機排出物に関する改善命令等

(以下「AD等」という。)を入手したとき  
(7) その他航空局が必要と認めたとき

## 2-2. 全面改訂

改訂前の特定の TCD 全体を廃止し、改訂した TCD を発行しなおす場合には全面改訂として発行される。特定の TCD を廃止するのみの場合も同様とする。TCD の番号には全面改訂の順に A、B、C、……が付される。

## 2-3. 一部改訂

既に発行された TCD の一部を改訂する場合には一部改訂として発行され、改訂部分は下線(図表の差し替え等の場合はその部分に傍線)を施すことにより表示される。改訂しない項目については改訂前の TCD は有効である。TCD の番号には一部改訂の順に-1、-2、-3、……が付される。

## 3. TCD の実施時期

### 3-1. 発効日からの起算

TCD の「発効日」からの経過時間、飛行回数等は、発効日の午前 0 時から起算することとする。

### 3-2. 改訂版の TCD における実施時期の起算

一部改訂の TCD において、適用項目中の実施時期が改訂されている場合には、原則的には、当該項目について、改訂された TCD の発効日を基準として実施時期を起算し直してよい。

非改訂部分(下線・傍線が施されていない部分)については、改訂前の TCD は有効である。従って、非改訂部分が実施時期を含む場合で、しかも改訂前からその項目が該当している場合には、引き続き、改訂前の TCD の発効日を基準として実施時期を決定すること。

(注1)「初回検査及びその後の繰り返し検査の実施時期が、改訂により延長されたが、検査等の内容には変更がない場合。」

→ この場合は、原則は改訂された TCD の発効日を基準として実施時期を変更してよいが、例えば、改訂前の TCD により繰り返し検査を実施していた者が、改訂された TCD により初回検査からやり直すことによって、前回の検査からの間隔を定められた繰り返し間隔以上に引き延ばすというような解釈をしてはならない。

(注2)「適用航空機の製造番号が追加されたが、適用項目には変更がない場合。」

→ この場合は、改訂前の TCD に製造番号が記載されている機体については、改訂前の TCD の発効日を基準とし、新たに追加された製造番号の機体は、改訂後の TCD の発効日を基準として、実施時期を決定すること。

なお、全面改訂の TCD においては、実施時期は、改訂版で新しく設定された発効日を基準として起算してよい。

#### 4. TCD 報告書の提出

TCD の送付を受けた航空機の所有者、使用者又は整備担当者は、様式 2 の耐空性改善通報報告書を、TCD 第 4 項に定められた報告期限までに提出すること。

##### 4-1. 報告書の記載要領

書面による報告を行う場合には、様式 2 に従って記入すること（電子ファイルで報告を行う場合には、提出先より様式ファイルを入手すること。）。報告書は 1 機 1 葉を原則とするが、当該 TCD の適用を受ける航空機等を複数所有する場合等、共通内容があれば別添をつけて適宜まとめることとしてもよい。また、適用機が複数の航空運送事業者にまたがる共通事業機の場合には、整備管理一次責任者からまとめて報告することとし、航空法第 113 条の 2 による航空機の整備に関する業務の管理の委託及び受託について許可を得ている場合には、受託側からまとめて報告することとする。

- ① 該当する所轄に応じて「東京」「大阪」「羽田」「成田」「名取」「名古屋」「八尾」のいずれかを記入する。
- ② TCD 番号を記入する。
- ③ TCD の適用を受けた航空機の JA 番号を記入する（参考として、航空機の型式、製造番号、部品名、部品番号及び TT/TSO のうち必要なものを記入する。適用が装備品等の場合には、当該装備品等の型式、製造番号、補機等の部品名、部品番号及び TT/TSO のうち必要なものを記入し、併せて搭載されている航空機の型式等も併記することが望ましい。予備部品については報告する必要はない。）。
- ④ 報告書の提出年月日を記入する。
- ⑤ 当該航空機の所有者、使用者又は整備担当者の住所及び氏名を記入する。
- ⑥ 報告書提出時において未実施の場合は、欄にマークする。この際、「備考」欄に未実施の理由及び実施スケジュールを記入する。
- ⑦ 報告書提出時において TCD の要件が全て実施されている場合（繰り返し検査が要求されている場合はその恒久処置も完了している場合）は、欄にマークするとともに、処置終了年月日及び作業内容の概要（目視検査、交換、修理等）を記入する。
- ⑧ 繰り返し処置を必要とする TCD の場合は欄にマークするとともに、報告書提出時において初回処置が実施済みの場合は、その実施日を記入する。この際、「備考」欄に繰り返し検査実施間隔を記載する。
- ⑨ 非該当の場合は、「備考」欄に「非該当」と記入し、その後に必要に応じ非該当とした理由を記入する。

##### 4-2. 提出先住所

TCD 報告書は、下記のうち該当する所轄の航空機検査官室の長あてに提出すること。ただし、滑空機の場合は、国土交通省航空局安全部航空機安全課長宛に提出すること。提出の方法は、書面又はフロッピーディスク等での届出（郵送でもよい。）、ファクシミリ又は電子メールによる送付のいずれでもよいが、電子メールによる送付を推奨する。

- (1) 国土交通省航空局安全部航空機安全課長（技術係）  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
TEL：03-5253-8735 FAX：03-5253-1661  
E-mail：hqt-ad\_jcab@gxb.mlit.go.jp
- (2) 東京航空局保安部前任航空機検査官  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎  
TEL：03-5275-9325 FAX：03-5216-5571  
E-mail：cab-kensatyo@mlit.go.jp
- (3) 大阪航空局保安部前任航空機検査官  
〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第二号館別館  
TEL：06-6949-6235 FAX：06-6945-6313  
E-mail：cab-kensaosk@mlit.go.jp
- (4) 東京航空局大田区駐在航空機検査長  
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1 東京空港事務所内  
TEL：03-5757-1547 FAX：03-5757-1548  
E-mail：cab-kensahnd@mlit.go.jp
- (5) 東京航空局成田市駐在航空機検査長  
〒282-8602 千葉県成田市古込字込前 133 成田空港事務所内  
TEL：0476-30-2177 FAX：0476-32-6455  
E-mail：cab-kensanrt@mlit.go.jp
- (6) 東京航空局名取市駐在航空機検査長  
〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港事務所内  
TEL：022-383-1381 FAX：022-383-1382  
E-mail：cab-kensasdj@mlit.go.jp
- (7) 大阪航空局豊山町駐在航空機検査長  
〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 県営名古屋空港管理庁舎内  
TEL：0568-29-1986 FAX：0568-29-1990  
E-mail：cab-kensango@mlit.go.jp
- (8) 大阪航空局八尾市駐在航空機検査長  
〒581-0043 大阪府八尾市空港 2-12 八尾空港事務所内  
TEL：072-992-7983 FAX：072-993-2240  
E-mail：cab-kensaosk@mlit.go.jp

## 5. TCD を実施しない場合の航空局の処置

報告を要する項目について期限までに報告がない場合及び適用項目の内容を所定の期日までに実施していないことが明らかになった場合は、航空機の所有者又は使用者に対し、

報告提出の催促、航空法第 14 条の 2 第 1 項に基づく整備改造命令又は航空法第 134 条第 2 項による立入検査を行った上、航空法の規定により耐空証明の有効期間の短縮又は耐空証明の取消しを行うことがある。

## 6. TCD の指示による飛行規程の改訂

TCD による飛行規程の改訂は以下の手順によるものとする。なお、平成 13 年 11 月 1 日以降最初に、TCD の指示による飛行規程改訂を実施するまでに、飛行規程に「TCD 挟み込み状況表（サーキュラーNo.1-001 付録 I-2 による、以下「状況表」という。）」を設置すること。

- ①TCD 発効後、TCD が指示する挟み込み期限までに、TCD の写しを飛行規程に挟み込むとともに乗員に周知すること。また、状況表にその TCD 番号、日付及び担当者名を記入すること。挟み込まれた TCD は、下記②及び③による飛行規程改訂及び TCD の除去までの期間に限り、暫定的に飛行規程の一部とみなす。
- ②TCD が指示する飛行規程改訂期限までに、飛行規程管理者は、所定の手続きにより飛行規程改訂の承認を受けること。原飛行規程使用者及び TC 飛行規程使用者は、差し替え等により適切に改訂すること。
- ③上記①により挟み込まれた TCD の写しは、以下のいずれかにより各々の TCD（準拠 AD 等）との適合性を確認後、②の飛行規程改訂と同時に除去すること。除去と同時に、状況表に除去の日付及び担当者名を記入すること。
  - ・（TC 飛行規程を適用している場合）改訂カバーシート等の、TCD（準拠 AD）に適合していることを設計国政府が承認したことを示す記述
  - ・（TC 飛行規程以外を適用している場合）上記②の承認時の飛行規程承認書による、TCD との適合を示す記述の確認
  - ・その他当局が特に認めた方法

## 7. 航空日誌への記載

TCD 第 1 項に示すとおり、TCD により実施した作業については、航空日誌に記載すること。ここでいう作業とは、TCD による検査、修理、交換、改修及び処置等を指す。なお、TCD の該当/非該当確認については作業に含まれないため、日誌への記載は必ずしも要しない。ただし、使用者自らの判断で記載することは妨げない。

## 8. TCD の実施時期の延長等の許可

### 8-1. 同等な方法の承認

TCD の指示による処置を、他の同等な方法で実施する場合には、航空局長の承認が必要である。

### 8-2 同等な方法の届出

輸入航空機（装備品を含む。以下同じ。）の製造国当局から発行される耐空性改善命令（AD）に基づく TCD に関しては、製造国当局から当該 AD に係る同等な方法として承認を受けていることが書類（製造者が発行するサービス・ブレティン、製造国当局から製造者への書状等）で確認できる場合（運用限界の変更を伴う場合を除く。）には、航空局長への届出でよい。届出にあたっては、様式 1 を使用するものとする。

なお、届出は、遅くとも、作業実施後又は航空法第 20 条第 1 項第 4 号の能力に係る認定事業場（航空機整備改造認定事業場）若しくは有資格整備士による確認（以下「確認」という。）実施後 1 ヶ月以内に行うこと。この場合、当該作業については、その完了又は確認実施までに製造国当局から同等な方法としての承認を受けていなければならない。作業実施後又は確認実施後に届出を行う場合には、作業実施日又は確認実施日（当該作業を複数の航空機に適用することが認められている場合には、初号機についてのみでよい。）を届出書の備考欄に記載すること。

### 8-3. 実施時期の延長等の許可

必要部品の供給が受けられない等のやむを得ぬ理由により、航空機の所有者又は使用者から、実施時期の延長等の書面による申請があった場合には、航空機の安全性を確保できる範囲において許可する。なお、許可に当たっては、延長された期間内の飛行の可否も含め、必要に応じ条件を付すこととする。

#### 附則

1. 本サーキュラーは、平成 12 年 5 月 16 日から適用する。
2. 本サーキュラーにより、TCL-505-74「耐空性改善通報の改訂と実施時期について」及び TCM-50-002B「耐空性改善通報取扱規程」は廃止する。

#### 附則（平成 13 年 3 月 23 日）

1. 本サーキュラーは、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。
2. 本サーキュラーにより、TCL-122-3-86「TCD の報告について」は廃止する。

#### 附則（平成 13 年 10 月 10 日）

1. 本サーキュラーは、平成 13 年 11 月 1 日から適用する。

#### 附則（平成 15 年 12 月 9 日）

1. 本サーキュラーは、平成 16 年 1 月 9 日から適用する。

#### 附則（平成 16 年 3 月 3 日）

1. 本サーキュラーは、平成 16 年 3 月 3 日から適用する。

附則（平成 17 年 3 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 17 年 10 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附則（平成 19 年 1 月 11 日）

1. 本サーキュラーは、平成 19 年 1 月 11 日から適用する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和元年 6 月 28 日）

1. 本サーキュラーは、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和元年 12 月 13 日）

1. 本サーキュラーは、令和元年 12 月 13 日から適用する。

附則（令和 2 年 12 月 24 日）

1. 本サーキュラーは、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 技術係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661

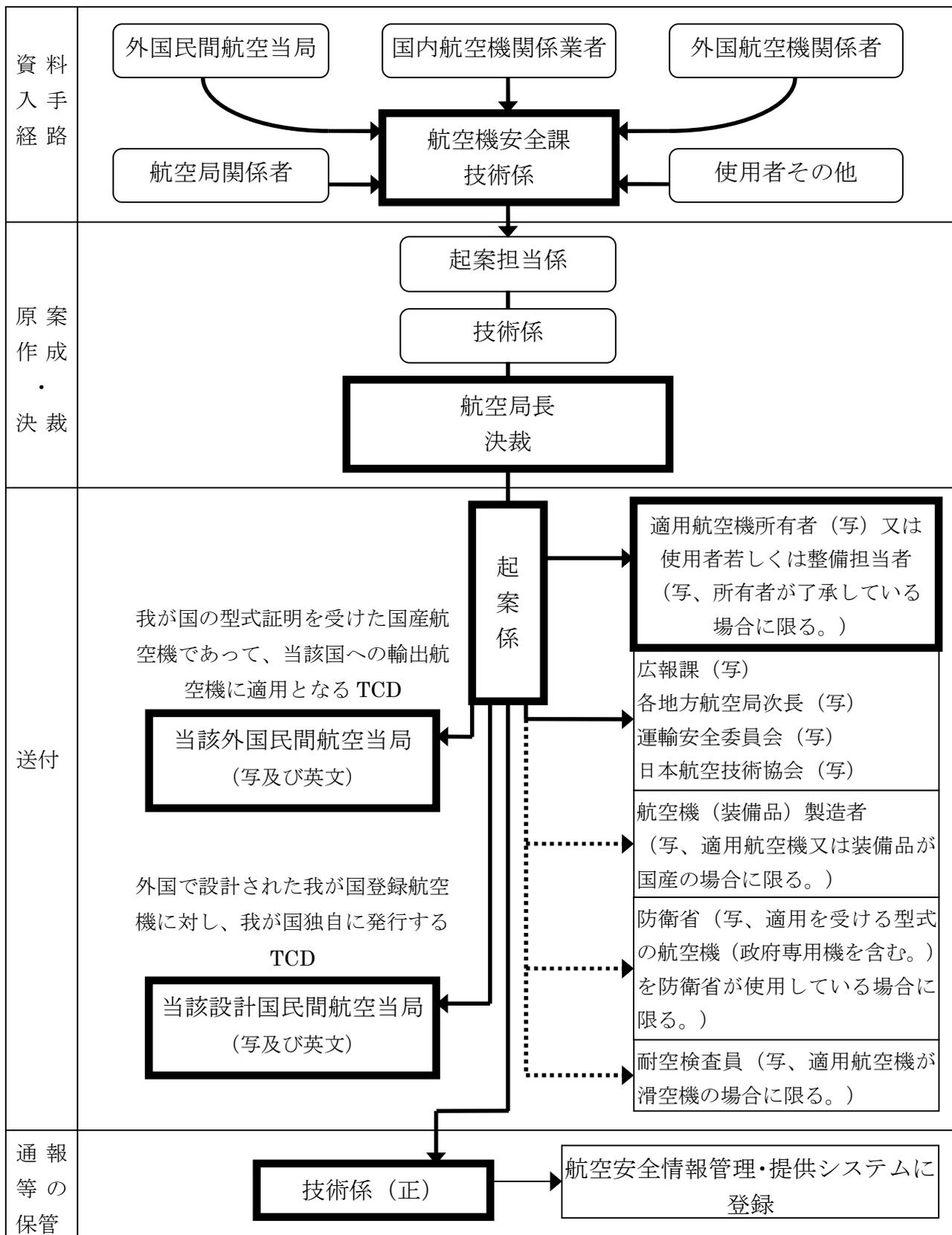


図1 TCDの処理手順

耐空性改善通報に係る同等な方法の届出書

国土交通省航空局長 殿

年 月 日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

1. 耐空性改善通報の番号

TCD- - ( 年 月 日付け、国空機第 号)

2. 同等な方法を適用する航空機 (又は装備品)

3. 同等な方法の概要

4. 同等な方法として製造国当局の承認を受けていることを示す書類

当局が発出したレター

(番号: 発行日: )

当局が承認したサービスブレティン

(番号: 発行日: )

その他 ( )

5. 備考

注 同等な方法として製造国当局の承認を受けていることを示す書類の写しを添付すること。

耐 空 性 改 善 通 報 報 告 書

① 前任航空機検査官 殿

① 駐在航空機検査長 殿

② TCD— — (平成 年 月 日発効)

③ JA

(型式 : 、  
製造番号 : 、  
部品名 : 、  
部品番号 : 、  
TT/TSO : )

④ 報告年月日 年 月 日

⑤ 報告者

下記の通り、耐空性改善通報の適用について報告いたします。

⑥ 未実施

⑦ 処置終了 (繰り返し処置有の場合は恒久処置終了)

・ 処置終了年月日 (航空日誌に記載された日付) : 年 月 日

・ 作業内容の概要 :

⑧ 繰り返し処置有 (初回処置終了年月日 : 年 月 日)

備考 (⑥、⑧にマークした場合及び非該当の場合は記入)